

貝 福 総 第 265 号

令和 6 年 8 月 14 日

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎 様

貝塚市長 酒井 了

(公 印 省 略)

2024年度自治体キャラバン行動・要望書について

令和 6 年 6 月 18 日付けの標記要望書について、別紙の通り回答書を送付いたします。

1. 職員問題

①大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均 20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

【回答】人事課

職員配置につきましては、業務量に応じ最適となるよう正規職員の定数管理に努めております。

災害等の緊急時には、貝塚市地域防災計画に基づき職員の業務体制を確保し、適切な対応を取られるよう努めているところです。

②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】人事課

本市(市長部局)女性職員の割合につきましては、令和6年4月1日現在、43.18%で、女性管理職の割合につきましては、25.44%となっております。

多様化する市民ニーズに的確に対応するためにも、女性の視点を政策に反映させることは必要なことであり、今後につきましても、その能力を十分に発揮できるよう幹部職員への積極的な登用を図ってまいりたいと考えております。

③大阪には多くの外国人が住んでいる(現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい)にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本語が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

【回答】人事課

英語対応が可能な職員数につきましては、現在6名となっております。

また、外国語対応可能な職員を確保するための方策としては、昨年度の職員採用試験における受験資格の区分の1つにTOEIC730点以上を有することを条件として、募集を行っております。

2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について

①2023 年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った 18 自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

【回答】子ども相談課

本市は 2023 年度大阪府子どもの生活実態調査は行っておりません。

今後、実態調査を行った自治体の調査結果を参考に、こどもの貧困対策や子育て支援に活かしてまいります。

②子どもの生活実態調査報告で 2016 年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮 I 世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。

イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乘せして支給額を増やすこと。

【回答】学校教育課

令和 6 年度から、小中学校ともに修学旅行費を国基準に上乘せして支給を行っております。申請のあり方については、内容を精査し令和 6 年度から様式を改めております。申請の簡素化やオンライン申請については、就学援助の適切な認定を行うため、早急な対応を行う予定はありませんが、申請のあり方については研究を続けてまいります。

ロ、朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂や NPO 組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

【回答】教育総務課

学校は、元々子どもたちの学習の場であり、不特定多数の人が出入する場所ではないため、児童生徒の個人情報があちらこちらにあり、個人情報保護の意識が低い方が出入りすることにより、SNS 上などの思わぬところで個人情報が晒され、大きな事件を引き起こす可能性があります。

学校内で子ども食堂等を始めるにあたっては、施設を使用される方が個人情報のある場所と使用する場所の行き来ができないような設備を設置したり、情報漏洩が起こった場合の責任と賠償を負う準備をしたりするなどの対策が必要であり、想像以上に実施される方の負担が大きくなると思われます。

また、子どもたちへの教育以外の部分で教職員の新たな業務を増やすことは、喫緊の課題となっている教職員の働き方改革にも逆行することから、教職員が協力することは難しいと考えます。

以上のことから、学校以外の場所を活用し、実施していただく方が適当であると考えます。

ハ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。

【回答】子ども相談課・教育総務課

本市においては、市庁舎にてフードドライブを定期的実施し、市内の子ども食堂で活用いただいています。なお、市独自で大阪府「子ども食費支援事業」と同様の事業を新たに実施する考えはありません。

学校施設については、現在「貝塚市学校施設使用条例」に基づき、市内に居住する方を構成員に含む団体に対し、社会教育その他公共の目的、かつ、学校教育上支障のない範囲で、運動場、体育館を貸し出しています。原状復帰などの条件を伴いますので、条例及び施行規則をお読みいただき、条件が合うようであれば、各校に校庭開放委員会が設置されていますので、ご相談いただければと存じます。なお、運動場、体育館の使用料は無料ですが、体育館空調は30分500円の使用料がかかります。

二、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度（生活保護のしおりや奨学金情報等）の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

【回答】子ども福祉課

児童扶養手当の申請時及び8月の現況届出時には、国の児童扶養手当事務処理マニュアル等に基づき、プライバシーの保護に配慮し適正に対応しております。

DVに関連した離婚相談等についても、人権を侵害することなく、かつ精神的に負担にならないよう配慮しながら、相談者のニーズを聞き取り、必要な支援に繋げております。

また、児童扶養手当の認定時、現況届出時には、市で作成しているしおりや大阪府発行のパンフレット等をお渡しし、各種制度の情報提供に努めております。

外国語対応については、必要な際に庁内に保有している翻訳機等を利用し、案内等を行う予定です。

③子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【回答】子ども福祉課・子ども相談課

子ども医療及びひとり親家庭医療につきましては、受益と負担の適正化の観点、また、府内の自治体と足並みを揃えることも大事と考え、市単独で窓口負担を無料にすることは考えておりません。児童に係る入院時食事療養費の助成につきましては、すでに全額を助成

対象としております。

妊産婦医療費助成制度につきましては、現在、市では妊産婦に対する健診費用の助成、妊娠中に不育症治療を必要とする場合の保険給付対象外の治療費用の助成を行っており、さらに国において、令和5年4月より出産育児一時金の費用が増額され、出産費用の保険適用についての検討も始まっていることから、新たに妊産婦医療費助成制度を創設する考えはありません。

④小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】教育総務課・子育て支援課

現在、小学校は1校のみ親子方式、それ以外は自校方式で、中学校はデリバリー方式でそれぞれ給食を提供しており、今後も運営方法を変更する予定はありません。

給食費につきましては、生活保護や就学援助制度により、低所得世帯にはすでに給食費が交付されており、無償化しても負担の軽減にはつながらないと考えています。

また、給食費の保護者負担は地域格差を生じさせることなく、国が一元的に制度構築を図るべきであると考えことから、国や大阪府へ制度の構築を要望しているところです。

未就学児の副食費の無償化につきましても、地域格差なく全国一律の制度として実施されるべきものと認識していることから、統一制度の構築について引き続き国に要望してまいります。

⑤学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。

【回答】学校教育課

本市では、毎年、受診状況調査を実施しています。その結果、受診していない児童・生徒に対して、再度の通知や保護者への声かけも行っています。付き添い受診の実施の予定はありません。

⑥児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】学校教育課

フッ化物洗口は、平成26年度に導入を検討し、学校保健会（学校医と学校歯科医、学校薬剤師、市教委で組織されている団体）と協議を重ねた経緯がありますが、実施はしておりません。

⑦障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

【回答】健康推進課

障がい児（者）が身近な地域で安心して歯科診療を受けられるよう、平成7年より市立休日急患診療所において、予約制で障害者歯科診療を行っております。案内は市の広報紙（保存版）やホームページ等で行っております。

⑧最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

【回答】学校教育課

貝塚市奨学資金に係るパンフレットについては毎年リーフレットを作成し、本市中学校並びに泉南地区高等学校に送付しております。昨年度10月から、貝塚市奨学資金企業代理返還制度を導入し、奨学生の返還負担を軽減するよう努めております。給付型奨学資金制度の創設については、今後研究してまいります。

⑨公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回答】建築住宅課

令和6年4月時点での管理戸数は1,105戸で、そのうち空家は437戸あります。但し、空家の多くは老朽化した木造のため、除却を見据え、募集を停止しております。目的外使用につきましては、団体等からの希望があれば、入居者募集に支障のない範囲で検討してまいります。

⑩保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

【回答】子育て支援課

現在本市では、貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助制度や貝塚市奨学資金企業代理返還制度は実施しておりますが、保育士等に限定した家賃補助制度や奨学金返済支援制度を実施する考えはありません。

⑪役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

【回答】デジタル推進課

貝塚市役所本館、保健・福祉合同庁舎、社会教育施設において、無料のインターネット接

続 (FREE-WIFI) を利用できる環境を整備しており、引き続き環境整備に努めます。

⑫万博予定地の夢洲は、下水汚泥など 96 万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており 3 月 28 日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道 30 分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。

【回答】学校教育課

大阪・関西万博会場建設現場のガス爆発については、ガス濃度を測定せずに火気使用作業を行い、火花が引火したことが原因と把握しております。爆発が発生した屋外イベント広場等が設置される予定のグリーンワールド工区については、ファンを新たに設置してガスを強制的に排気したり、シリコン材などで隙間を埋めたりするなどの対策を行うことが示されました。また、パビリオンワールド工区については、これまでに 4 か所で低濃度のメタンガスが検出されていますが、爆発下限濃度の 4 分の 1 以下の値であると示されております。以上のことから、3 月のガス爆発の発生をもって不参加の意向を示す考えはございません。

また、屋食場所については、屋根付きの団体休憩所に小学生を優先して割り当てられると聞いております。

今後、安全面にかかわる環境・条件の整備が不十分と判断した場合には参加しない可能性もありますが、これまでも開催までに安全な環境・条件を確保するよう大阪府には要望しており、今後も引き続き要望してまいります。よって、現段階では、安全が確保されるといふ前提のもと、参加する方向で準備を進めてまいります。

3. 医療・公衆衛生

①国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化（マイナ保険証）の方針に基づき、本年 12 月 2 日より、現行の健康保険証が廃止される（1 年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次

へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

見本／東京保険医協会ホームページに小金井市、調布市の「意見書」PDFが掲載
保険証存続を求める協会陳情 調布・小金井2市で採択 | 東京保険医協会 (hokeni.org)

【回答】保険年金課

令和6年6月議会において、本市議会から国への要望として「健康保険証の廃止の延期を求める意見書」が提案され採択されたところです。

②新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第8次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

【回答】健康推進課

大阪府は新型コロナウイルス感染症拡大以降、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について対策を講じてきたと認識しております。また新型コロナウイルスの5類感染症への位置づけ以降は、移行期間を設け段階的に体制の規模縮小や取組みの廃止を実施しており、混乱はなかったものと思われます。

今後につきましては、感染拡大が生じた場合に備え、準備期、初動期、対応期、とくに平時にあたる準備の対策をこれまで以上に拡充していくものと考えております。

③PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。

【回答】健康推進課・環境衛生課

有機フッ素化合物（PFAS）のうちPFOS、PFOAは、人においてコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されております。しかし、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについてはいまだ確定的な知見がなく、そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められております。

国内においては、PFOS、PFOAの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておりませんが、環境省は厚生労働省と連携し、最新の科学的知見

に基づき、PFASに関する今後の対応の方向性について、専門家による検討を進めていると認識しております。

なお、令和5年7月のPFASに対する総合戦略検討専門家会議において、地域での血中濃度調査の実施については、血中濃度のみを測定しても健康への影響を把握することができないとの見解が出されていることより、現時点で血液検査の実施は考えておりません。

また、土壌検査につきましては、現在PFASは土壌汚染対策法に基づき環境省が定めている有害物質の項目に位置付けられていないため、実施の予定はございません。

「PFAS相談窓口」については、設置予定はございませんが、住民からPFASに関しての相談があった場合は丁寧に対応してまいります。

4. 国民健康保険

①2024年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

【回答】保険年金課

府に対しては、府下統一保険料率の抑制を要望するとともに、低所得者が多い構造的実態を踏まえ統一的な保険料軽減制度の拡充を国に働きかけるよう要望しております。

また、今年度から実施された保険料率等府下完全統一は、大阪府国民健康保険運営方針に基づき大阪府と43市町村の国保が一つの国保として一体となり、共通認識のもと国保制度を運営していくものであり、基金の活用についても運営方針に則り運営してまいります。

②18歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回答】保険年金課

未就学のこどもの均等割については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年度より国の決定に従って5割軽減を実施しているところであり、軽減対象年齢と軽減額の拡大については国に要望しているところです。傷病手当については、大阪府では現在実施しておりませんが、今後も府下統一方針に従ってまいります。

また、各種制度に係るチラシについては、わかりやすさに留意して作成したものを、

各種通知の送付時などに同封しています。広報紙やホームページにはその内容を掲載し、ホームページからは申請書のダウンロードが可能です。

なお、国民健康保険高額療養費や、葬祭費については、オンライン申請が可能となっております。

③3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

【回答】保険年金課

マイナンバー法等の一部改正法に基づき、マイナ保険証を保有していない全ての方に「資格確認書」を送付する予定です。また、マイナ保険証を保有していても、本人の申請があれば「資格確認書」を発行します。保険者としては、「資格確認書」発行のためにマイナ保険証保有者は把握しますが、マイナンバーカード自体の有効期限の把握、更新については個人で管理していただくものと考えております。

④国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

【回答】保険年金課

国民健康保険料の決定通知や、納付書については外国語対応しておりませんが、10の言語に対応するデジタルブックが読み込める「国民健康保険ハンドブック」にて制度案内を行うほか、本市ホームページの多国語翻訳にて対応しております。また、必要に応じて翻訳機を使って対応を行います。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

【回答】健康推進課

特定健診・各種がん検診については、同日受診日の設定や、日曜開催、インターネット予約、オプション検査等を実施し、受診しやすい環境整備に努めているところです。令和6年度からは市内の機構改革により特定健診部門・がん検診部門が統合され各種けん診の受診勧奨を一体的に実施できる体制となりました。

また、これまでの取り組みについての分析・評価については、それぞれの部門で実施していた未受診者対策の効果判定・評価の実施を予定しております。

なお、案内の外国語対応については、ホームページの多国語翻訳にて対応しているほか、必要に応じて翻訳機を使って対応を行っております。

②大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

【回答】健康推進課

本市の歯科健診については、妊婦、乳幼児（1歳7か月・2歳6か月・3歳6か月児）及び各保険者が実施する特定健診の受診対象となっている40歳以上の市民に対して無料で実施しております。なお、妊婦と各保険者が実施する歯科健診は住民がかかりやすい医療機関で受診することが可能です。

6. 介護保険・高齢者施策

①第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

【回答】高齢介護課

介護保険料を引き下げのために法令で定められた割合を超えて一般会計から繰入れを行うことは、国が示す保険料減免三原則から適当ではないと考えますので、実施する考えはありません。第9期の介護保険料決定に際しては、介護保険料の急激な上昇を抑制するため、介護給付費準備基金残高の約半分を取り崩すことを見込んでおります。また、国庫負担の引き上げについては、市長会等を通じて国に要望してまいります。

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

【回答】高齢介護課

本市におきましては、保険料の段階区分が第2、第3段階の被保険者のうち、世帯収入や資産などの基準に該当し、生計の維持が著しく困難な方を対象に保険料の減免措置を実施していることから、更なる減免制度の拡充は、現在のところ考えておりません。

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】高齢介護課

低所得者に対する介護サービスの利用者負担については、所得に応じて段階的に負担割合を決定するほか、自己負担額に上限を設定し、上限を超える場合には高額介護サービス費を支給するなど、一定の配慮がなされていることから、市独自の軽減措置については、実施する考えはありません。

④総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

【回答】高齢介護課

総合事業のサービスについては、必要な人に最も適したサービスが提供できるよう、訪問・通所とも従来相当サービスのほかに、人員等の基準を緩和したサービスを実施しております。従来相当サービスについては、有資格者等による専門的な支援が必要なかたに適切に利用してもらえるようにしております。

また、認定有効期間が満了する前に更新申請のお知らせを送付するとともに、日常生活において支援を必要とされるかたの新規申請については、市の窓口での申請の他、地域包括支援センターによる代行申請など、申請していただきやすい体制としており、認定申請の抑制は行っておりません。

ロ、総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。

【回答】高齢介護課

要介護1～5認定者への総合事業のサービスの適用拡大については、現時点では予定しておりません。

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

【回答】高齢介護課

「訪問型サービス」の単価につきましては、現行相当サービスは国が定めたサービスコード表の1回単価を、緩和型サービスについては、現行相当サービスの生活援助にかかる単価とほぼ同程度の単価を設定しております。

ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】高齢介護課

本市ではケアマネジメントに対する統制を目的とするような「自立支援型地域ケア会議」の運用は考えておりません。

⑤保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】高齡介護課

健康寿命を延伸するための「介護予防・重度化防止」や、持続可能な介護保険制度を維持するための「給付費抑制」はいずれも必要なものと認識しておりますが、実態を無視した目標の設定は行っておりません。本市では、国の方針に基づき、サービスが必要なかたが適切にサービスを受けられるようなケアマネジメントができるように努めております。

⑥介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【回答】高齡介護課

市独自の処遇改善助成金制度の創設は考えておりません。介護人材不足の解消のための処遇改善制度については、国に要望してまいります。

⑦入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】高齡介護課

本市では、これまでも高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の際はアンケート調査を実施し、必要とする介護サービスを当該計画に反映させ、施設の整備を行ってまいりました。次期計画策定の際も、同様に行ってまいります。

⑧次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

【回答】高齡介護課

本市としましては今後の国の動向を注視するとともに、利用者の負担が過大とならないよう、市長会等を通じて要望してまいります。

⑨高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者

宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

【回答】 高齢介護課

現在のところ、高齢者の熱中症予防の実態調査を実施する考えはありません。

熱中症予防については、広報等により広く市民に注意喚起しているところです。高齢者に対しては、介護予防教室やふれあい喫茶などの集いの場において啓発を行っています。

高齢者の見守りについては、地域住民や地域包括支援センター職員、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーなどの会議の場で高齢者の情報を共有し、熱中症予防も含め介入が必要な高齢者には個別訪問を行っております。

高齢者を対象とした電気料金に対する補助制度の創設は考えておりません。

- ⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげることに。

【回答】 高齢介護課

マイナンバーカードを利用した介護保険被保険者証の電子化は、介護認定申請や介護サービス利用のための各種手続きの効率化をめざすもので、被保険者のかたにも利便性の向上が見込まれることから、本市として国に導入しないよう要望する考えはありません。

- ⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】 高齢介護課

貝塚市に住民登録されている65歳以上の市民税が非課税世帯のかたで、身体障害者手帳指定医師から補聴器が必要と認められた身体障害者手帳（聴覚障害）をお持ちでないかたに対し、左右いずれかの耳に装着する管理医療機器として認定された補聴器の購入にかかる費用について、その2分の1の額を、25,000円を限度として令和4年1月から助成しています。

- ⑫新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

【回答】 健康推進課・高齢介護課

新型コロナワクチン予防接種については、予防接種法に基づき令和6年度の秋より高齢者を対象とした定期接種が開始されることとなっており、本市においても定期接種の対象

者に対して公費助成を実施する予定です。

コロナ検査キット等の介護施設・事業所への配布については、実施する考えはありません。

⑬2022年10月より75歳以上の医療費が2割化され、「2割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

【回答】 高齢介護課

本市独自の医療費助成制度を創設する考えはありません。

⑭带状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

【回答】 健康推進課

令和6年6月20日付の厚生労働省の専門家会議において、高齢者を対象とする带状疱疹ワクチン接種は、「科学的に定期接種化が妥当」と判断され、今後、定期接種化に向け議論が進められることとなりました。

本市でも带状疱疹ワクチンが定期接種化されましたら、対象者に対して速やかに公費助成を実施してまいります。

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】 障害福祉課

障害者が65歳に到達する前に要介護認定の申請手続きの案内を行うなど、円滑に介護保険のサービス利用につながるよう支援を行っているところです。また65歳までに障害福祉サービスを受給されていた方が、介護保険給付だけでは生活を送るのに必要なサービスを確保できない場合は、ケアプラン作成事業所と調整のうえ障害福祉サービスの支給決定を行っております。

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、

申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】 障害福祉課

本市では、介護保険の利用申請手続きを行わない場合において、申請についての理解を得られるように説明を行っておりますが、未申請を理由に障害福祉サービスを打ち切ることはありません。

- ③介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

【回答】 障害福祉課

本市では、そのような独自ルールは設けておりません。また、運用にあたっては、国通知や事務連絡にもとづき行っております。

- ④介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】 障害福祉課

ホームページや障害者福祉のしおりに記載する場合は、わかりやすい丁寧な記述となるよう努めます。

- ⑤介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること
⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

【⑤⑥回答】 障害福祉課

介護保険対象となった障害者が、引続き障害福祉サービスを利用する場合における国の統一的な基準を示すよう求めてまいります。

- ⑦障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】 高齢介護課

本市では、2つの制度のいずれのサービスであっても、利用者の希望に沿って適切なケアマネジメントを行い、必要なサービスを利用していただけるよう努めています。

⑧障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】 障害福祉課・高齢介護課

障害福祉サービスについては、国施策において利用者負担の軽減が図られており、市町村民非課税世帯は利用者負担額が無料となっております。介護サービスについては、収入等に応じて負担していただきます。障害者の65歳年齢到達に係る介護保険サービスについては障害者総合支援法の改正により、平成30年4月から65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用されてきた低所得者の高齢障害者に対して、介護保険サービスの利用者負担額を軽減する制度があり、今後も、減免制度等活用できる制度を適切に案内し、対応していきます。

⑨2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】 障害福祉課

重度障害者医療費助成制度は、大阪府の制度により実施していることから、市単独で対象者の拡大や市独自の助成制度を創設することは考えておりません。

8. 生活保護

①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

【回答】 生活福祉課

コロナ禍の中における生活保護申請数、決定数ともに、令和2年度以降増加しております。

申請時における扶養調査につきましては、申請者から扶養義務者の状況や関係性を十分に聞き取り、保護の実施要領及び国の通知に基づき適正に実施しております。

窓口で明確に申請の意思を示された場合は、すべて申請を受理しております。

②大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ hogoshinseisodan.pdf (city.neyagawa.osaka.jp)

枚方市生活保護ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

【回答】生活福祉課

本市のホームページにおいて「生活保護の申請は国民の権利です。お困りの場合はためらわずにご相談ください」と明記し、生活保護制度について案内するとともに、市役所庁舎においても生活保護の相談窓口を分かりやすくするため、令和5年度に案内表示を追加しました。

- ③ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。

【回答】生活福祉課

ケースワーカーについては、全てを社会福祉士及び社会福祉主事任用資格者の正規職員で配置しており、社会福祉法に定める標準数の人員配置については、適宜ケースワーカーを増員し、適正な実施体制の確保に努めております。

ケースワーカーに対する職場における指導・教育はもとより、職場外研修にも積極的に参加を促し、人材育成を図るとともに、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政の実施に努めております。

保護の決定通知書については、何がどれだけ支払われているのか記載された支給額のみならず、保護の決定理由についても明記し細かい教示を行っております。

- ④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

【回答】生活福祉課

ケースワーカーは、それぞれ担当地区が決まっていますので、女性ケースワーカーがシングルマザーや独身女性を限定して家庭訪問を行うことはしておりませんが、家庭訪問に配慮が必要な方に対しては、女性ケースワーカー等の同行訪問を実施しております。

- ⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

【回答】生活福祉課

生活保護の「しおり」については、制度の内容等をわかりやすく解説するため、必要に応

じて内容を見直し、申請書と同様に、常時相談者の目につく場所に置いております。

- ⑥警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】生活福祉課

反社会的で違法な行為の抑制・排除のため、関係機関との連携強化や暴力団等に対する生活保護の適正な取扱いの徹底を目的とし、警察官OBを1名配置しております。

「適正化」ホットラインについては、実施する考えはありません。

- ⑦物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

【回答】生活福祉課

生活保護費については、生活保護法による保護の実施要領に基づき支給しております。

- ⑧住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回答】生活福祉課

住宅扶助については、生活保護法による保護の実施要領に基づき支給しており、経過措置についても実態を確認のうえ、厚生労働省からの通知に基づき適用しています。

- ⑨医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

【回答】生活福祉課

ジェネリック医薬品の使用については、医療扶助運営要領に基づいて実施しております。調剤薬局の限定は実施しておりません。

- ⑩国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

【回答】生活福祉課

大学生、専門学生の世帯分離につきましては、生活保護法による保護の実施要領に基づき実施しております。

9. 防災関係

- ①災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

【回答】教育総務課

小中学校のすべての体育館に、冷暖房設備及び洋式便器を設置しております。

- ②能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

【回答】危機管理課

貝塚市地域防災計画及び避難所開設・運営マニュアルについては、国・府の指針に基づき策定・見直しを行っております。

- ③高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

【回答】危機管理課

高層住宅における災害時の対応については、町会・自治会や自主防災会など地域住民による共助が大変重要であり、これまでも防災講座やホームページなどで共助の重要性について啓発しております。今後も引き続き啓発に努めてまいります。